

### 令和6年度 気象に関する特別警報および警報発令時・大規模地震発生時の対応について

向暑の候、保護者のみなさまには、日ごろより本校教育の振興発展にご支援・ご協力を賜り、心より感謝申し上げます。  
さて、今年度、「大阪府全域、南河内地域、河内長野市」に気象に関する特別警報および警報が発令された場合の生徒の登下校、および大規模地震発生時の対応について、下記の通りお知らせいたします。

記



## 気象に関する警報発令時の生徒の登下校について

### 1. 登校前

#### 【午前7時時点】

- 避難指示・特別警報・暴風警報・大雨警報・土砂災害警戒情報のいずれかが発令されている場合・・・**自宅待機**
- その他の警報が発令されている場合・・・**平常通りの登校**  
※なお、発令されていなくても、登校に危険が予想される場合は、登校を見合わせ、そのことを、学校まで連絡してください。 **電話 54-6000**

#### 【午前9時30分までに】

- 避難指示・特別警報・暴風警報・大雨警報・土砂災害警戒情報のいずれかが発令されている場合・・・**臨時休校**
- 上記が解除された場合・・・**授業開始**  
※通学路の安全を確認の上、警報解除後1時間以内に、できるだけ近隣の生徒と一緒に登校させてください。その際、ご家庭でお弁当などの昼食の準備をよろしく願います。  
なお、「大雨警報」のみの発令時の場合は、給食があります。（大雨警報で休校にならない小・中学校があるため）その日、給食を申し込んでいる場合は、食べることができます。

### 2. 登校後

- 避難指示・特別警報・暴風警報・大雨警報・土砂災害警戒情報のいずれかが発令されたときは、原則として学校で待機し、状況を見て下校します。  
また、台風等が接近したり、大雨等で通常時間帯での下校に危険が予測されたりする場合は、臨時に下校時刻を早めたり、全校での一斉下校をすることがあります。その場合、必要に応じて、学校のメールサービスにて連絡します。  
緊急に授業を打ち切って下校する場合に備え、家庭で受け入れられない場合は、鍵などの対応について、お子さまと話し合っておいていただきますようよろしくお願いいたします。

※学校からの保護者あてメールサービスは、登録されている方だけにしか届きません。ホームページ上にもアップしたいと思いますが、緊急時は送受信しにくくなっていることもあります。このおたよりははじめ、お子さまが持ち帰る学校からの配付物で事前にご準備・ご対応願います。



## 市内に大規模地震(震度5弱以上)が発生した時の対応

### 1. 登校前

- 市内で前日の17時以降から当日登校する前までに「震度5弱以上」の地震が発生した場合・・・**臨時休校**
- 通学路・学校内に、危険がなく授業ができる状況にある場合・・・**臨時休校日の翌日より通常通りの授業**  
(可能な限り学校のホームページ・メールサービスにより各家庭に連絡します。)

### 2. 登校中・下校中

- 登下校中に大きな地震が起きた場合・・・**原則帰宅**  
学校に近い場合または危険等で自宅に帰れない場合・・・**登校し、保護者の迎えを待って下校**

### 3. 在校中(学校にいる時)

- 授業を打ち切り、状況を判断。学校内施設の状態、通学路の状態を確認し、  
(ア)一斉下校  
(イ)通学路の安全確保が困難な場合は、保護者のお迎えを待つ  
のどちらかの対応になります。生徒の帰宅、あるいは保護者への引き渡しには、時間をかけて安全を最優先で行います。ご家庭の事情もおりかと存じますが、事前にお子さまと十分に話し合いをしておいてください。

### 4. その他

- 震度4以下の地震の場合は、通常通り授業を行います。ただし、危険な状況にある場合は、安全を確認してから登校したり、場合によっては、登校させない判断をする場合もあるかと思えます。その場合も学校までご連絡いただきますようお願いいたします。  
学校にいる場合は、下校について、安全を確認した上で行います。

★最近、携帯電話を緊急連絡先にしておられる方が多くおられますが、連絡がつかない場合があります。職場で携帯電話を携帯できない場合もあろうかと思えますので、緊急時の連絡先(勤務先やその他連絡のつくところ)を担当に必ず連絡しておいてください。

★ご家庭において、日頃より、お子さまと緊急時の下校先や避難先について十分に話し合っておいてください。

★これらの対応は、あくまでも原則であり、大規模災害の緊急時には、教職員が学校に来ることができない場合もあつたり、ご家庭と連絡がつかなくなつたりするなど、円滑に対応できないことが予想されます。その場合は、学校といたしましては、子どもたちの安全を最優先に対応しますので、ご理解とご支援をよろしくお願いいたします。

※この文書は令和4年4月に改訂しました。

保存版：ご家庭で1年間掲示願います